

## 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予 ～担保の提供に関するQ&A～

### パート1（担保財産・価額等）

平成21年度の税制改正で創設された非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用をうけるためには、申告書の提出期限までに、納税が猶予される税額に見合う担保を提供する必要があるとされております。

この場合において、どのような担保が必要となるのかが問題となります。  
このほど、国税庁から相続税・贈与税の納税猶予の担保に関する取扱いが『Q&A形式』で公表されましたので、その中から担保財産・価額等に係るものについてご紹介します。

#### [Q1]

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度を利用するに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できるのでしょうか。

#### [A]

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに、特例非上場株式等についての納税猶予に係る相続税額に相当する担保を提供する必要があります。

この場合に担保として提供できる財産は次のとおりです。

#### 1 納税猶予の対象となる認定承継会社の特例非上場株式等（非上場株式又は持分会社の持分）

**（注）特例非上場株式等の全部を担保提供する場合に限ります。**

この場合には、非上場株式に譲渡制限が付されているものであっても、担保として提供できる財産として取り扱います。

#### 2 不動産、国債・地方債、税務署長が确实と認める有価証券、税務署長が确实と認める保証人の保証など

#### [Q2]

納税猶予の対象となる認定承継会社の非上場株式を担保として提供したいのですが、譲渡制限が付されています。このような非上場株式は担保として認められるのでしょうか。

#### [A]

納税猶予の対象となる認定承継会社の**特例非上場株式等の全部を担保提供する場合に限り、非上場株式に譲渡制限が付されているものであっても、担保として提供できる財産として取り扱います。**

[Q 3]

担保として提供する財産は、どの程度の価額のものが必要でしょうか。

[A]

担保として提供していただく財産の価額は、**納税猶予の相続税額及び猶予期間中の利子税額の合計額に見合うことが必要**です。

なお、**特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合**には、非上場株式等についての納税猶予の適用については**必要担保額に見合う担保提供があったものとみなします**(以下「**みなす充足**」といいます)。

《必要担保額の判定》

**必要担保額 ≥ 納税猶予に係る相続税額(本税) + 猶予期間中の利子税額(※)**

- (※1) 猶予期間中に非上場株式等の譲渡等があった場合など、納税猶予期限が確定した場合には、**法定申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間について利子税(年3.6%)**がかかります(利子税の割合は年ごとに、日本銀行の定める基準割引率に応じて変動します)。
- (※2) 必要担保額を算定するに当たっての**猶予期間中の利子税額は、相続税の申告期限における相続人の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額**によります。

[Q 6]

認定承継会社の非上場株式以外の財産は、担保として提供することはできないのでしょうか。

[A]

**不動産、国債・地方債、税務署長が確実と認める有価証券、税務署長が確実と認める保証人の保証**など、担保として提供することができます。

なお、この場合には「**みなす充足**」の適用がありませんので、担保として提供していただく財産の価額は、**納税猶予の相続税額及び猶予期間中の利子税額の合計額に見合うことが必要**です

[Q 7]

認定承継会社の**特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合**に、その後の会社の資産状況等によっては担保として提供している**非上場株式の価額が下落**することも考えられます。このような場合は追加で担保提供が必要になるのでしょうか。

[A]

認定承継会社の**特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合**には、非上場株式等についての納税猶予の適用については**必要担保額に見合う担保提供があったものとみなします**(**みなす充足**)。このため、**担保として提供している非上場株式の価額が下落しても追加で担保提供を求められることはありません**。

ただし、担保として提供されている非上場株式等について、全部又は一部に変更があった場合には、**みなす充足の取り扱いが適用されなくなります**ので、この場合には税務署長から増担保の要求が行われることとなります。